

お客さま各位

遠賀信用金庫

一定金額未満の口座解約における「印鑑レス」の取扱開始について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和4年4月1日（金）より、個人および個人事業主のお客さまを対象に、預金残高1万円未満の口座解約手続きについて、ご本人さまによる通帳および顔写真付本人確認書類のご提示により、届出印の押印を不要とし、ご本人さまの署名のみで解約できるよう手続きを簡素化いたします。

今後もサービス向上に努めてまいりますので、未永くご利用いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和4年4月1日（金）

2. 取扱内容

対象となるお客さま	・個人および個人事業主のお客さま
対象となる口座	・残高10,000円未満の普通預金（決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座含む。）、貯蓄預金、納税準備預金 ※お取引の内容により届出印章が必要になる場合があります。
ご提示いただくもの	・ご通帳 ※キャッシュカードを発行されている場合は、キャッシュカードも併せてご提示ください。 ・顔写真付本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ※本人確認書類に記載の住所が転居等により当金庫届出の住所と異なる場合等、変更手続のため届出印章が必要になる場合があります。
その他注意事項	・口座残高が10,000円以上ある場合は、本件「印鑑レス」の対象外です。

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

以上